

「地方創生・人口減少克服」に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速することから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方創生・人口減少克服を実効あるものとするためには、東京圏のみならず、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1 東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくるとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

このため、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という基本目標を安易に下方修正することなく、目標が達成できるよう、これまで以上に総力を挙げて、大学や企業の地方移転などに向けた抜本的な対策を講じること。

(1) 大学の東京一極集中の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興及び東京 2 3 区内の大学の定員増の抑制に必要な立法措置を講じること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

(2) 企業の地方分散

企業の東京圏への転入超過は続いており、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関する K P I を設定し、地方移転のインセンティブが働くよう、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・ 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

政府関係機関移転基本方針で全面移転とされた機関はわずか 3 機関である。新たな移転対象機関の検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体の K P I を設定した上で、

- ・ 自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
- ・ 共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
- ・ 中央省庁のサテライトオフィス設置を、単なる試行や地方創生に向けたアウトリーチ支援に止めず、東京一極集中の是正に向けた具体の取組につなげること。
- ・ I C T を活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(4) 「地方」への移住・定住

厳しい状況が続いている東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

2 次世代を担う「ひと」をつくるために

日本の公的教育投資はOECD諸国中最低となっており、我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していく必要がある。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくりに向けて、「人づくり革命」の推進など、抜本的な対策を講じること。

(1) 「人づくり革命」の推進

- ・地方の人材不足の深刻さを十分に認識の上、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成30年度予算において、新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講じること。
- ・すべての子供が自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な投資バランスのもと推進すること。

(2) 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・給付型奨学金や無利子奨学金を充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援を充実すること。

(3) 地方の教育の魅力向上・充実

〔幼児教育〕

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援を講じること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

〔初等中等教育〕

初等中等教育において、誰もが持っている能力を開花させ、社会的経済的環境に関わらず大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要があります、

- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や、人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する学習支援など放課後等における学習の場の充実や、地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

〔高等教育〕

教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材育成に向けて、

- ・地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保すること。
- ・教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
- ・地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

少子化が急速に進行する中、国民が希望する出生率の実現に向けて、結婚を希望する人が出会い、結婚し、また、子どもを希望する人が安心して妊娠・出産、子育てをできる環境づくりを行うなど、各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化する必要がある。

このため、国においては、少子化対策の抜本強化に向けて、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための総合的な施策の推進などに、大胆かつ長期的に取り組むこと。

(1) 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、

- ・雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実などを進めること。
- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
- ・三世帯同居住宅の新築・改築への支援や、改築に係る所得税の軽減措置などの三世帯同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
- ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとする。

(2) 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

子育て中も就業が可能となる保育サービスの拡充や、子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、

- ・保育士不足を解消するため、保育士の抜本的な処遇改善や就労環境の向上等により潜在保育士の再参入と勤続年数の長期化を図ること。
- ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
- ・保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

4 仕事と暮らしの充実を図りながら、多様な働き方を推進していくために

生産年齢人口が減少する中、全ての人が生きがいや達成感を持って仕事に取り組みながら、健康的に暮らしを楽しむことができる社会を創出するためには、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりが必要である。

このため、国においては、働き方改革の着実な推進に向けて、長時間労働是正のための法整備や多様な人材が活躍できる社会環境の構築などに取り組むこと。

(1) 長時間労働の是正

- ・長時間労働の是正に向けた法整備を着実に進めるとともに、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。

(2) 生産性の向上

- ・地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。

(3) 女性の活躍推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・非正規雇用の処遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
- ・人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- ・税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- ・地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金

の新設など、財政支援を拡充すること。

- ・働き方改革について国民理解の促進と、国内の一層の気運醸成を図ること。

5 地方にひとを呼び込む「しごと」をつくるために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大に向けて、大胆な規制改革、技術革新による労働生産性の向上など、現状にとらわれない思い切った施策を講じること。

(1) 地域産業の競争力強化

- ・企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・「日本版DMO」の形成・確立に向けた取組への支援や、DMOが自主的かつ安定的な財源を確保できる制度を創設すること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック期間中など、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・税関・出入国管理・検疫(CIQ)など受入体制の整備・充実を図ること。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現

に向けて、

- ・農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図ること。
- ・生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

6 人が集まり・人が定着する 魅力ある「まち」をつくるために

地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

このため、国においては、持続的な地域運営が図られるよう、一定の圏域人口を確保するための拠点形成や地方創生を支える社会基盤の整備など、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

(1) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの生活機能・サービスの確保が緊急の課題となっている。

そうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、日常生活に必要な機能の一定の集約を図る、「小さな拠点」づくりを進める必要があり、

- ・生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた小さな拠点形成の支援を講じること。

(2) 地方創生を支える基盤等の整備

- ・対流促進型国土の形成に向け、高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の対策等をはじめとした高速道路ネットワークの整備、空港・港湾機能の強化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。
- ・農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

(3) 明治150年に向けた取組の推進

- ・明治150年を契機に、我が国の近代化の歩みを見つめ直し、後世に伝えていくため、国民的な機運を醸成するとともに、国が実施する「明治150年」関連施策の充実を図ること。
- ・地方が実施する「明治150年」関連事業を支援すること。

7 地方創生の取組を推進するために

国においては、地方創生の取組を実効あるものとするため、地方からの意見等を十分に踏まえ、地方創生の実現に必要な財源の確保や地方分権改革、規制改革などあらゆる分野において、国家戦略として大胆に取り組むこと。

(1) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。
- ・地方創生推進交付金について、その規模を拡大・確保し、継続的なものにする。
- ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、平成30年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。
- ・国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてKPIを設定して、地方創生に取り組んでいることから、取組の検証を行い公表すること。

(2) 地方分権改革の推進

真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、国と地方の役割分担を見直し、権限・財源の移

譲などさらなる地方分権改革を進めていくことが必要であり、

- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割を抜本的に見直し、財源や権限の移譲をさらに推し進めていくこと。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、その対象とすること。

(3) 規制改革の推進

- ・規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。
- ・「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

平成29年11月24日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	溝	口	善	兵衛	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	